

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

日時：平成29年8月30日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県本庁分庁舎（漁信基ビル）602会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（1） 平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 平成28年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（県分）

資料2 平成28年度ツキノワグマ管理事業実績報告書（市町村分）

資料3 平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（市町村分）

資料4 平成28年度ツキノワグマに関する各種データ

資料5 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、新たに委員となった8名を紹介後、後藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（後藤自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、青井部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（青井部会長）

昨年度末に新しい管理計画が策定され、今年が1年目という重要な年になろうかと思うので、今年度計画に基づいて何をどこまでやるのか、そのあたりを今日きっちり議論できればと思っている。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員8名中7名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について、青井部会長にお願いする。）

4 協議事項

（1） 平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について

部会長：始めに、平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

部会長：平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）について、質問・意見等はあるか。

部会長：私から、平成29年度ツキノワグマ管理事業実施計画書（案）の1被害防除対策の（1）被害防除

に関する目標の775万円は、市町村から上がってきた目標額を合計したもののか。

事務局：そのとおりである。

部会長：こういう金額目標を県で立てることにどれほど意味があるか。捕獲上限であれば、ある程度、上限に近づいてきたら、なるべく放獣するとか狩猟を止めるとかできるが、被害の金額は抑えようがない。775万円になってしまったら、その後どうするのか。何もする手はないのではないか。そういうものが果たして目標となり得るのか疑問である。

事務局：平成28年度末に策定した第三期宮城県ツキノワグマ管理計画の管理の目標のうち、被害防除に関する目標として、農林水産業等における被害は、過去3年間の被害額の平均を目標とするとしていることから記載している。

伊澤委員：部会長の言うとおりで、農作物の被害をいかに減らすかという金額を（1）で出しているがクマの場合は農作物だけでなく、（3）に書かれているスギの皮剥ぎの問題もある。当然これも被害であるから、年間何百・何千万円に留めるとい話しになるはずで、農作物だけを目標に金額を明確に示しながら、（3）のスギについては被害対策等の情報提供を行うという点に問題があり、管理事業の実施計画としては不備があるのではないかという気がする。

部会長：今の点はいかがか。林業振興課が担当だろうか。金額を出すのは難しいと思うが。

事務局（林業振興課）：所有者の意思により伐る・伐らないの判断がされることもあるし、そのまま伐らないで放っておくこともでき、皮剥ぎ被害の被害金額を出すことは難しい。

部会長：被害実績の金額も出ていないのか。

事務局（林業振興課）：出没するところの面積を追いかけることはできると思うが、奥地であったり調査していない箇所もあり、現在把握している以上の被害があると思う。意欲のある森林所有者からは被害実態の報告があるので、そういった所有者に対し被害対策の情報提供を行っていくというところになる。

部会長：造林地は山奥にもあるのでもちろんすべてを把握することは難しいと思うが、被害が実際宮城県でかなり発生しているのであれば、分かっている範囲での平成28年度はこれくらいの面積の森林で被害が起きたとか、実績書あたりに載せていただかないと、来年どうするかという議論に進まないのではないかと思う。ぜひ林業被害も起きているのであれば、それに関する議論のたたき台となるような情報も載せていただきたい。

部会長：上限200頭の定めに基づき個体数管理を行う初年度にあたるので、確認や議論をしておいた方が良いのかと思うが何かあるか。

伊澤委員：もう一度繰り返すが「（3）皮剥ぎ被害対策等の情報提供を行う」と「（1）被害防除に関する目標」との整合性が取れていないと感じる。被害防除対策の実施計画なのだから、例えば農業被害対策であれば、電気柵をこれだけ回すだとか、去年はこれだけやったけど、今年はさらに増やす対策を取るとい話であって、被害対策等の情報提供を行うことは対策とは言えない。クマの皮剥ぎ被害をどう抑えるかが対策である。被害防除対策の平成29年度計画なのだから、農業被害であれば農業被害を軽減す

る対策をどうするのか。スギの皮剥ぎ被害はあちこちで問題になっているが、それをどうするのか、そういう話ではないか。被害防除対策と片方で言いながら、本当にやるべきことはいっぱいある中で今年は優先的にこれをやる、というのが対策ではないだろうか。

部会長：おっしゃるとおりかと思うが、その点いかがでしょうか。

土屋副部長：例えばクマのために、木の所にテープ等を巻いた実績などはあるかということだと思うが、何か無いのでしょうか。

事務局（林業振興課）：平成26年度ではあるが、森林所有者が自主的にウィリーという剥皮防止帯を実施されている。また、その付近の森林整備センターにおいてロープまきを実施しており、平成28年度にも実施していると聞いている。平成29年度においては、被害対策の情報を得ていない。

部会長：被害対策等の情報提供を行うとあるが、いったいどういう情報を提供するのか。あるいはいつごろ提供するのか。そのあたりはいかがか。

事務局（林業振興課）：対策の実質的な方法があることは林業普及事業の中で森林所有者に対し情報提供を行っていくという意味合いである。

伊澤委員：情報提供の意味については分かったが、被害をいかに防ぐかがここでは問題である。私はよく青森県の下北半島に行くが、そこでは防除がかなり徹底している。スギ林では防除柵を奥のほうには張らないで、スギ林の入り口や隣接する雑木林に何メートル、あるいは何十メートルまで張れば、その奥は張らないでもクマは諦めて出て行くとか、いろんな試みをしている。そういうのが防除対策ではないか。

部会長：もう少し、具体的にクマ剥ぎ対策がどうするのかわかる表現にしておいて欲しい。それ以外の点について何かないか。

部会長：2個体数管理に「(1) 有害鳥獣捕獲頭数(200頭を上限)により狩猟の自粛要請を検討する」と書いているが、これまでの実績を見ると200頭を超えることはないと思われるので、狩猟の自粛要請を検討することはないと思う。歯止めなく獲ってしまうのを防ぐ意味で、この文言はあって良いと思うが、それよりも今年から上限200頭に大幅に上げたわけなので、200頭獲れということではないにしろ200頭獲っても良い、あるいは200頭捕らなければ個体数が増えるということを言っているに等しいわけで、どうやって200頭をなるべく頑張るかという計画がここには全くない。200頭は上限といえば上限であるが、結局ぜんぜん取れないで、どんどん出没が最近のように増えるということに繋がりがねないところをはらんでいると思う。もうちょっと200頭獲る、どうやって今回上げた上限に実際の捕獲を反映させるかという、その辺の計画もあってよいと思う。例えば狩猟は昨年度4頭だった結果であるが、狩猟頭数をもう少し増やす努力をどうすれば良いのかとか、平成29年2月の部会でも取りざたされていたが春期捕獲を検討しないのか、その辺をもう少し書かないと200頭に上げた意味が、ほとんど新しい計画として反映されていないのではないかと思うがいかがか。

伊澤委員：なぜ狩猟の自粛がここで出てくるのか。有害鳥獣捕獲を自粛するというのなら分かる。有害鳥獣捕獲と狩猟は違うのではないか。狩猟とはスポーツなり何なりで、猟友会がクマ猟をすること。有害鳥獣捕獲は毎年出没して危険だから捕獲することである。有害鳥獣捕獲がどんどん増えていったから、猟友会に狩猟を止めてくれと言うのは理不尽ではないだろうか。有害鳥獣捕獲は有害鳥獣捕獲として考え

るべきであって、狩猟には別の意味がある。春クマ猟など猟友会が中心となっていてずっとやってこられた狩猟と、基本的にわなを使って行う有害鳥獣捕獲とは全く質が違う。質が違うものを同じにして、片方を獲ったから、片方を止めてくれというのはおかしいのでは。

部会長：狩猟の自粛要請は、結局200頭を超えてしまった場合のための対策に書いてあるものだと思うが、先ほども言ったが200頭を有害捕獲できることはありえないことだと思うし、本来であれば、捕獲上限になるべく近づくように狩猟も積極的に行うとか、狩猟者を増やす努力をすれば、そういったことの方が実態としては個体数管理に繋がるのではないかと思う。あるいは極端なことを言うと、狩猟は鳥獣保護区や休猟区以外ではどこでも県内外で取れるわけだから、たとえば隣接の山形県では春クマ猟も含めて狩猟を行っているので、そういう人たちにも宮城県に来て狩猟を行ってもらおうとか、そんなことを含めてもうちょっと狩猟も一方で活性化させるということも考えていかないと、200頭にした意味はほとんど無いと思うがどうか。

事務局：青井部会長のおっしゃるとおり、人身被害や農林水産業被害を与えるようなクマが出没した場合等に実施する有害鳥獣捕獲については、200頭を上限としているが、200頭を超えて獲っても構わないが、超えてしまった場合にクマの生息数の維持のために狩猟を制限するという位置付けの数字である。

部会長：昨年度はこれまで以上に捕獲して132頭に留まっており、200頭を毎年超す様なことは想定しづらいということは、前回の計画を作成するときの部会でかなり出された意見だと思う。200頭近くまで獲るように考えた方が良くという話もあったぐらいで、歯止めとして対外的に必要なのかもしれないが、狩猟がもっと積極的に推進するというスタンスを持たないと、今のようにクマの出没が増えている中で、適切な個体数管理には行かないのではないか。そういった文言にもう少し変えた方が良いのではということである。委員の皆さんはいかがか。

岡委員：個体数管理で何ができるのか考えなければいけないのであって、200頭にこだわる必要はない。200頭に到達したから狩猟の自粛要請を考えるって言うのが今の計画にあるのではなくて、例えば、「(1)有害鳥獣捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供」とあるがこれがどういうふうに個体数管理に関わってくるのかっていうところが、ちょっと疑問に思っている。「(2)生息状況把握に関する調査を実施する。」とあるが、放獣ができないということなので、ほかに何をやるのかなという疑問がある。これが宮城県の個体数管理にいかに関わっていくのか、もう少し明らかに、またご説明いただけると良いと思うが、これは具体的に調査内容が決まっているのか。それが個体数管理にどういう風に結びついていくか。例えば今の個体数をもう一回調べようとしているとか、有害鳥獣捕獲の情報をできるだけタイムラグなく集めて、それぞれの関係する機関に配ろうという努力もしているというのであれば、なんとなく個体数管理に関する取組姿勢が分かるが、これだけ書かれると何をやるのかなという感じがする。

事務局：今のところ生息状況調査につきましては、短期的なものとしてクマの出没情報の地図化・ホームページへの公開を行い、できるだけ早く地域住民の方に情報提供したいと思っている。また、長期的なものとして、出沒情報が過去10年分ほどあるので、捕獲位置・クマの情報、人身被害の位置等の情報も地図化を行い、GIS分析により、出沒や捕獲や被害の傾向をつかみ、見えてくると考えている。

また、個体数管理にどう繋がっていくかということであるが、過去10年程の出沒情報の分析により、堅果類の豊凶と出沒地域の変化が見えてくるのではないかと、また、県内を県北・県央・県南に分けてカメラトラップ調査を行っている個体数推定について、県内を1箇所に集約して調査できないかなども検討できるのではないかと考えている。

部会長：いかがでしょうか。

岡委員：それを書いていただければよいのでは。1 被害防除対策と一連の話にはなるかと思うが、そのあたりがしっかり計画の段階で上げていただけると、いいかという気がする。先ほどスギの剥皮被害の話が出たが、それも現状が分かっていない。それも GIS 化してしまえば良いではないか。データを集めるしかない、奥の方が分からないのは仕方がない、分かっているものだけを集めないと、どこをどういう風に被害防除すればよいのか分からないし、あるいは、ここ 5 年ほどの間に生産しようとしている森林の近くに、被害があるのに放っておくなんてことがあるかもしれないし、それは被害防除対策等の情報提供どころの話ではなくて、どこで被害が起こっているのか県が発信するのは大事な対策になるかと思う。

部会長：カメラトラップの話しをされていたが、今年や来年は行わないのか。

事務局：現在のところ決まっていない。平成 26 年度に行ったカメラトラップ調査が大掛かりなものであったため、これをできるだけ圧縮して、5 年に 1 回のペースでと考えている。よって、次期計画を立てるまでの間に 1 回は実施したいと考えている。

部会長：昨年度策定した第三期ツキノワグマ管理計画の 13 ページに、短期的モニタリングと中長期的モニタリングで、捕獲された個体の情報収集とかあるいは生息動向調査を行うといったことが書かれているが、今年度の実施計画には具体的なことが何もかかれていないので、親計画に基づいて実施計画が立てられているのか疑問がある。

生息動向は 5 年に 1 度といわず、小規模でも毎年少しずつカメラトラップを続けるなど、そういった中で上限 200 頭の動静や毎年の捕獲数の動静を検討して行きながら、この 5 年間を運営していくというのが本来の計画のあり方だと思う。その辺のもう少し具体的な方法を載せないと、何をやるのかわからないとなりかねないので、もう少し計画らしい具体案を載せて欲しい。何度も言うが、カメラトラップは 5 年に一度といわず、少なからず 2 年に 1 度行って欲しい。岩手県では毎年小規模ではあるがヘアトラップを含めて行っている。ヘアトラップは大変なので、カメラトラップでよいと思うが、そういったモニタリングを常時しっかりやりながら、計画を走らせていくのが計画を立てる意味だと思うので、その当たりを加筆されるなり修正をしていただきたいがいかがか。

事務局：小規模でできないかというところを、調査会社等に聞いて廻ったところ、既にカメラトラップが小規模なものであるため、さらに小規模にするのは難しいと伺っている。今年度カメラトラップを実施することは難しいのだが、GIS 結果などを踏まえて、今後検討して行きたい。

部会長：カメラトラップも 5~10 台では意味ないが、50 台程度使ってやれば、相応のデータが得られるはずなので、そういうモニタリングを合わせてやらないと、捕獲上限を 200 頭にしたのだけれどその結果どうなったのか、全然分からない。山形県であると春期にハンターに山を歩いてもらって、情報を収集して個体数推定に使っているし、秋田県も行っている。それでモニタリングになっているのだが、宮城県はそれに変わるものがないとなると、数がどうなっているのか分からないになってしまう。第三期計画のモニタリングをやるというのに則って、しっかりしたものを加えて欲しいと思う。今年度はカメラトラップが難しいにしても、もう少し具体的なものがわかるように、GIS でも良いが、加筆・修正して欲しい。

伊澤委員：被害防除対策のところにこだわっているが、資料 4 の 3 ページに人身被害位置図があるが、実施計画の 1 被害防除対策に人身被害が入っていない。農作物の被害はあり、林業の被害もあり、人身被害

だけを抜くことはできないのでは。人身被害は知恵を出せば結構いろんなことができると思う。過去5年間の人身被害に遇った人のうち、タケノコ採りや山菜採りやきのこ採りなど人が普段いないところにクマが入って起きた人身被害と、民家の近くまでやってきて、人が通りを歩いていたら後ろから襲われたなどの被害を区別することが必要である。また、山に入るとき熊鈴やクマスプレーなどの持参が奨励されているが、私は意味がないと思っていて、どう意味がないことを証明するだけでもすごい事業になると思う。クマスプレーを襲われるぎりぎりで使用して、実際にクマを追い返したという確かな事例が日本中にいくつあるのか。風向きを考えないとクマではなく人が被害を受ける危険性も高いから、逆に使ったら危ないと一方では考えないといけない。また熊鈴について、昨年からの秋田の人身被害では熊鈴を二つつけていたと聞いているが、動物は機械音にはすぐに馴れるものである。クマでは見たことがないが、警戒心の非常に強いサルでは最初に馴れるのが林道工事の発破とかブルドーザーなどの騒音や走行する車。最初は車が近くを走っただけでも逃げていたのが、そのうち車が走っていたら逃げないが、止まったら逃げる。やがて車が止まっても逃げないが、止まって窓から人が顔を出したら逃げる。さらに車から人が降りたら逃げるなど順番に馴れが進んでいく。このサルの例をクマに当てはめると、特に5月の末から6月にかけての山菜採りやタケノコ採りは問題だと思うが、鈴という機械音にはほとんど馴れてしまっているのではないか。熊鈴と人間の存在が結びついているクマがどれだけいるのか、山の中で出会う人間が怖いと感じているクマがどれだけいるか、私は現在は限りなく0に近いと思っている。仙台や秋保地区の猟友会の方々に聞いたら、熊鈴はつけていない。山に入るときは、一番強力な爆竹を打ってから入る。猟友会の方々は気配を感じる特殊な能力を発達させている。それが腰で熊鈴がジャラジャラ鳴っていたら、気配を感じるができない。だから爆竹を打ってから入り、さらに奥に入るときは奥でも爆竹を打つ。そういったあたりを検証する必要があるのではないか。予算がないなりに何とか知恵を絞る。このようにやることはいっぱいある。今年はこれを中心に焦点を当ててやるというように、一般の方々を含め、よくやっているなど見える計画を立てて取り組んで欲しい。

部会長：ありがとうございます。人身被害のことだが、位置図は書いてあるが、どういう状況で襲われたのか、山の中で襲われたのか、里で作業中に襲われたのかなど、区別が分かるような一覧表をぜひ、次年度以降つけて欲しい。その他いかがか。

部会長：ないようなので、いくつか意見が出されたので、意見を取り入れて直すべきところ直して欲しい。特に、被害防除の被害金額について。個体数管理については、捕獲上限を狩猟の自粛とセットの表現ではなく、どちらかという狩猟を促進する立場に立った計画の文章にして欲しい。GISによる出没情報の可視化について具体的に、モニタリングについては管理計画に書いてあるのだから、ちゃんとやるような表現にして欲しい。そうしていただくということで、それ以外は原案通りで承認するというので、よろしいか。今日出された意見を踏まえて加筆修正した上で、原案を了承するといったしたいと思います。できれば修正した原案を委員の皆様事前にメール等で、再度送って見ていただければと思うので、よろしくお願ひしたい。それでは事務局にお返す。

事務局：青井部会長ありがとうございます。3その他に入りますが、委員の皆様から何かありますか。

事務局：本日はありがとうございました。確認させていただきたい点がある。第三期の計画の個体数の維持管理については、今の個体数を維持するイメージで計画をまとめたつもりであったが、捕獲上限が200頭という中で、これぐらい獲って行けば個体数を維持できるというイメージでいたが、部会長からもう少し捕獲圧を強めた方が良いとのご発言があったので、そういうイメージに変えていかなければならないかと思うが、一方で実は平成29年度はご承知のとおり予算が確定しているので、これから行うことは中々難しい状況である。もう一方で人身事故については、なるほどここに書いてあるのはおかし

という感じがしたので、そういうところも合わせて見直ししなければならない。ただし、予算の限り、人的資源の限りがあり、ご提案いただいたものを今年度にすべて実施できるか、心苦しいところである。最終的には、見直しをかけた上で、委員の皆様にご修正案を提出させていただく。

個体数については、どうしてももう少し捕獲圧を上げた方がよいということによろしいか。

部会長：誤解を避けるために、200頭をもっと超えて獲ったら良いということでは全くない。上限200頭は計算上獲っても減らないという、維持できるという計算で出されているので、これぐらい獲り続けないと、きっとまだまだ増えてしまうのではないかと懸念される。昨年は大凶作で出没が相次いだ中で獲って132頭に留まっており、今年は今のままでは200頭まで行くとは思えない。だから、狩猟とか春期捕獲とか、山でもっと獲れるような、捕獲圧を上げる努力をしないと、里に出てきたクマを檻で獲っているだけでは、中々個体数管理には結びつかないのではないかとということである。

事務局：もう1点だけ、浅井委員にお聞きしたいが、昨年は狩猟で1桁の頭数しか捕獲されていないが、猟友会を始め狩猟者の皆様は、クマの狩猟をするのは今の時代に一般的にやっているものなのかどうか。そのあたりを我々は掴みきれていないのでお教え願いたい。

浅井委員：今は有害鳥獣捕獲でクマを捕獲しているが、冬はわざわざ捕獲しなくてもいいのではないかと考えた。有害鳥獣捕獲を行う以前は、冬クマを年に1頭か2頭獲れば、食べるには間に合うだろうという風に、仲間内ではやっていた。クマ獲りに行きたい人たちは仲間内でも結構いるが、私は有害鳥獣捕獲で昨年度は11頭捕獲しており、それを捨てるわけには行かないので供養している。中々、狩猟に行くという気持ちにはなれない。ただ、銃による圧力をかければ、里の被害も減るのではないかという思いはある。奥山で捕獲するのではなくて、里側に降りてきており、里で子どもを産むのが多い。里で子どもが母親と一緒に学習すると、それより奥山に行かなくなってしまう。そういうこともあるし、ブナやミズナラの不作の話があるが、ミズキの実もクマは餌にしているので、そういうものを植林するときに混植して山の餌を増やすこともひとつの手かなとは思っている。

水産試験場の水槽が被害にあったため、有害鳥獣捕獲を実施しクマを捕獲したが、その日のうちに、隣の水槽が被害にあっており、別のクマが来ている状況になっていた。なお、捕獲した日の帰り際に付近の立木に上っているクマもいた。クマの数はかなり増えている感覚でいる。

人が山にはいった時に、食べたものを捨ててくる人がいる。それは学習していると思う。人的に誘引している部分もあると思う。

事務局：以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。